

令和5年度清瀬市内部統制評価報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第150条第4項に規定する評価を行い、同項に規定する報告書として取りまとめをしました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

市においては、法第150条第2項及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）並びに「清瀬市内部統制基本方針」（令和3年11月2日付。別紙1）に基づき、当該方針に定めた財務報告等の信頼性の確保に係る内部統制体制の整備及び運用を行いました。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、財務報告等の信頼性の確保（契約事務の見直し）に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記の評価手続による評価を実施した結果、清瀬市の財務報告等の信頼性の確保（契約事務の見直し）に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました（詳細は別紙2のとおり）。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年3月31日 清瀬市長 澁谷 桂司

清瀬市内部統制基本方針

清瀬市は、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」をまちづくりの基本理念に掲げ、市の基本構想・基本計画である「第4次清瀬市長期総合計画」の着実な実行に取り組んでいます。この実現にあたって、人口減少社会においても、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくためには、内部統制が機能している組織であることが重要と考えています。

そこで、地方自治法第150条第2項の規定に基づき、財務に関する事務その他総務省令で定める事務について、内部統制の目的である①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全を達成するため、内部統制体制の整備及び運用に関する基本方針を以下のように定めます。

1 業務の効率的かつ効果的な遂行

組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるように、事務手順を常に検証し、効率的かつ効果的な業務執行を推進します。

2 財務報告等の信頼性の確保

財務に関する書類の作成にあたっては、正確性の確保に努めます。

3 業務に関わる法令等の遵守

根拠法令等の遵守を徹底し、適正な事務の執行に努め、公正な行政運営に努めます。

4 資産の保全

適正な資産管理を行い、効果的な利活用を推進します。

この基本方針に基づき、上記4つの目標の達成に向けて実効性を高めるため、内部統制体制の整備及び運用を実施し、その状況について公表してまいります。

令和3年11月2日

清瀬市長

清瀬市内部統制評価報告書附属資料

本資料は、内部統制評価報告書の附属資料として、全庁的な内部統制の取組として令和5年度に実施した「契約事務の見直し調査」の結果等について記載したものです。

契約事務の見直しについて（調査結果）

1 調査目的

清瀬市において、令和5年度の内部統制の取組として「契約事務の見直し」を推進するため、全庁的に調査を実施した。

2 調査期間

令和5年10月4日から令和5年10月25日まで

3 内部審査

令和5年10月26日から令和5年11月30日まで

4 調査対象（令和5年4月から9月までに執行伺を起票した以下の契約案件）

- （1）主管課契約における契約事務（10万円以上の契約案件）
- （2）総務課契約における契約事務（200万円以上の契約案件）

5 調査方法

文書法制係が送付した「内部統制（契約事務）リスク評価シート」に、案件名、予算科目、リスクR1からR20まで（総務課契約案件についてはリスクR1からR6まで）のうち該当のものに「○」を記載の上、同シートを電子データで提出。併せて、同シートにおいて不備があり、修正を行った関係書類を紙ベースで提出。

6 調査結果

【主管課契約案件】

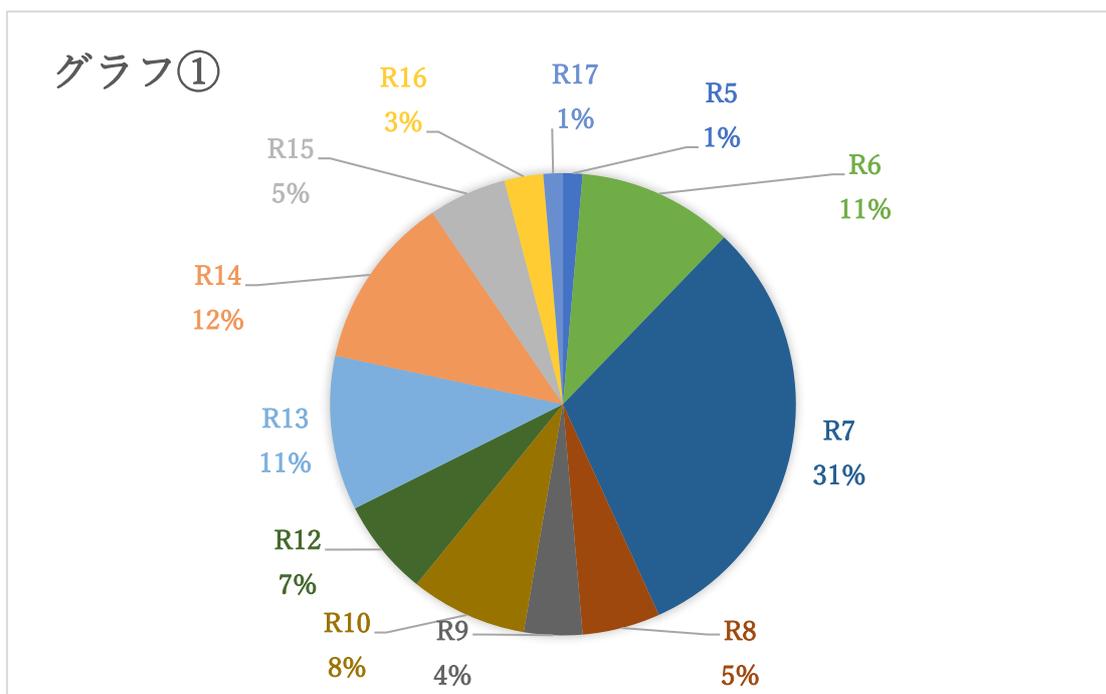
・全庁における主管課契約案件382件のうち、リスク(※1)がないと判断された案件は全体の約86%(330件)となった。リスク(延べ74件 ※2)の中で多かったものとして、リスクR7(契約伺(様式第12号)の記載に不備がある。)が約31%(23件)となった。次いで、リスクR14(仕様書に必要事項の記載がない。)が約12%(9件)となった。全体の内訳はグラフ①及び別紙3「内部統制(契約事務)リスク評価シート【主管課契約用】」のとおりである。

(※1)「清瀬市契約事務の内部統制に関するガイドライン」より一部抜粋

リスク番号	リスク内容
R 1	参考見積書の総額を予定価格とし、内訳書を徴取していない。
R 2	適正な予定価格が設定されていない。
R 3	予定価格に最新の労務単価等が反映されていない。
R 4	歳出予算科目が、業務の内容に適した科目となっていない。
R 5	執行伺及び負担行為票の決裁区分、決裁順序が正しくない。
R 6	執行伺の内容に不備がある。
R 7	契約伺(様式第12号)の記載に不備がある。
R 8	契約締結日及び履行開始日が休日に設定されている。
R 9	徴取した見積書の記載に不備がある。
R 10	少額随意契約の業者選定に際し、見積合わせ先の業者が前例踏襲となっている。また、小規模事業者登録をしている業者から見積りを徴取していない。
R 11	特命随意契約の相手方が前例踏襲となっている。
R 12	随意契約理由が法令に則ったものとなっていない。
R 13	案件に適した仕様書が作成されていない。
R 14	仕様書に必要事項の記載がない。
R 15	契約書及び請書に綴じる様式に不備がある。
R 16	契約書に必要事項の記載がない。また、誤りがある。
R 17	契約書に収入印紙の貼付がない。
R 18	契約書の押印順が正しくない。
R 19	負担行為票の起票に不備がある。
R 20	執行伺・見積書・契約伺・契約締結日・負担行為票の日付が正しくない。

(※2)

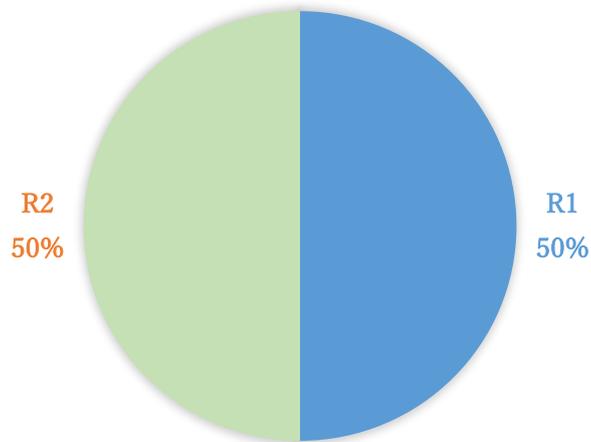
1 案件の中に複数のリスクがある場合、それぞれ計上しているため、リスクは延べ数となっている。



【総務課契約案件】

・全庁における総務課契約案件296件のうち、リスクがないと判断された案件は全体の約98%（291件）となった。リスク（延べ10件）はリスクR1（参考見積書の総額を予定価格とし、内訳書を徴取していない。）が5件、リスクR2（適正な予定価格が設定されていない。）が5件であった。内訳はグラフ②及び別紙3の6ページ「内部統制（契約事務）リスク評価シート【総務課契約用】」のとおりである。

グラフ②



- ・リスクについて、執行伺や12号様式の修正等、現時点で修正が可能なものについては各課において修正済みである（修正箇所がわかる書類の写しを提出してもらい、総務課契約検査係にてチェックを行った。）。
- ・見積書や仕様書の修正等、事務が執行されており、現時点で修正が困難なものについては、次回同様の事務があった際に「清瀬市契約事務の内部統制に関するガイドライン」に基づき留意するよう各課に周知を行った。
- ・特にリスクとして挙げられた事項については、別紙4「内部統制の結果におけるリスクについて」のとおり、今後の契約事務において適正執行するよう各所管課に周知を行った。

7 監査委員の意見について

地方自治法第150条第5項に基づき、監査委員の審査に付すものとする。結果は、別紙（※監査委員の審査後に意見書を添付）のとおりである。

内部統制(契約事務) リスク評価シート【主管課契約用】

No.	案件名	予算科目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	所管課
1	「市報きよせ」編集用フォント「MORISAWA PASSPORT」ライセンス利用 [ライセンス数:4]	使用料及び賃借料							○														シティプロモーション課
2	清瀬市まちづくり応援寄附金返礼品取扱業務	委託料							○														財政課
3	回議書(共通用・発送カードあり)300冊、文書收受決裁書(4枚綴り)400冊	需用費							○														総務課
4	回議書(単票)300冊	需用費							○														総務課
5	文書收受決裁書(単票)300冊 文書收受決裁書(1年未満用)500冊	需用費							○														総務課
6	文書保存箱の作成	需用費							○														総務課
7	共通用封筒40000枚	需用費							○														総務課
8	印刷機インクの購入	需用費						○															総務課
9	古紙回収及び処理業務	委託料							○					○									環境課
10	し尿汲み取り業務	委託料						○															環境課
11	環境課清掃事務所警備機械警備業務委託	委託料							○		●				●	●	●						環境課

No.	案件名	予算科目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	所管課
12	車検整備 多摩 800 せ 14	需用費							○						●	●	●						環境課
13	清掃作業用衣服等(夏服)	需用費													●	●	●						環境課
14	下清戸集会所エレベーター保守点検業務委託	委託料							○		●					●	●	●	●				市民協働課
15	清瀬市高齢者緊急通報システム機器(物品購入)	備品購入費							○														福祉総務課
16	清瀬市徘徊高齢者位置探索サービス業務委託	役務費																○					福祉総務課
17	ベビーベッド等賃貸借	使用料及び賃貸料										●											子育て支援課
18	清瀬市立保育園職員の腸内細菌検査等検査業務委託	委託料										●											子育て支援課
19	後納印付き別製窓付き封筒長3	需用費										●											子育て支援課
20	清瀬市立第1保育園空調設備更新工事	工事請負費										●											子育て支援課
21	市立保育園給食室グリスラップ等清掃	委託料							○														子育て支援課
22	市立保育園給食室換気扇等清掃	委託料							○														子育て支援課
23	清瀬市立第3保育園樹木強剪定等業務委託	委託料							○														子育て支援課
24	令和6年度保育園等入園のしおり印刷製本	需用費										●											子育て支援課
25	清瀬市立第1保育園事務室エアコンの購入	備品購入費										●											子育て支援課

No.	案件名	予算科目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	所管課
26	エレベーターかご内カードリーダー追加工事	工事請負費									○												健康推進課
27	肝炎ウイルス検診業務委託(特定健康診査・令和5年度健康診査と同時実施分)(単価契約)	委託料												○									健康推進課
28	紹介眼底検査業務委託(「後期高齢者医療健康診査」、「令和5年度健康診査」、「30歳から39歳までの方の健康診査」と同時実施分)(単価契約)	委託料												○									健康推進課
29	特定健診等事業 印刷製本費用 情報提供パンフレット	需用費					○																健康推進課
30	結核健診の胸部エックス線撮影に伴う読影業務委託	委託料												○									健康推進課
31	令和5年度肝炎ウイルス検診業務委託(単独実施分)(単価契約)	委託料												○									健康推進課
32	清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係るワクチン分配業務(きよせ旭が丘記念病院・9月から3月まで)	委託料						○															健康推進課
33	清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係るワクチン分配業務(山本病院・9月から3月まで)	委託料						○															健康推進課

No.	案件名	予算科目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	所管課
34	清瀬市認知症カフェ(よってこカフェinふわとん)施設利用契約	使用料及び賃借料							○														介護保険課
35	認知症サポーター養成講座物品購入	需用費						○															介護保険課
36	チームオレンジ清瀬交流拠点「中清戸オレンジハウス」施設利用契約	使用料及び賃借料							○														介護保険課
37	IJCAD STD 3ライセンス(1年間)	使用料及び賃借料							○														道路交通課
38	令和5年度 刊行物掲載単価データ利用料	使用料及び賃借料							○														道路交通課
39	清瀬市立小学校給食室消耗品の購入	需用費							○														教育企画課
40	清瀬市役所内物置倉庫撤去工事	工事請負費						○	○														教育企画課
41	令和5年度学校給食食材検査	委託料							○														教育企画課
42	清瀬市立学校栄養職員人材派遣	委託料						○	○														教育企画課
43	清瀬市立中学校で使用する視力計等の購入	備品購入費							○														教育企画課
44	小学校給食室使用備品の購入	備品購入費						○															教育企画課
45	小中学校給食室で使用する備品の修繕	需用費							○														教育企画課
46	清瀬市スポーツイベントにおける看護師派遣業務	委託料								○													生涯学習スポーツ課

No.	案件名	予算科目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	所管課
47	清瀬市立学童クラブ非常通報装置保守管理業務委託	設備保守点検													●	●							生涯学習スポーツ課
48	梅園学童クラブ空調改修工事	改修工事													●	●							生涯学習スポーツ課
49	四小学童クラブ他1クラブ移設に伴う設置工事	設置工事													●	●							生涯学習スポーツ課
50	清瀬市立清瀬第四小学校パソコン室改修工事	改修工事													●	●							生涯学習スポーツ課
51	「ジュニアリーダーズクラブサマーキャンプ」貸切バスの借上げ	借上料													●	●							生涯学習スポーツ課
52	清瀬市立図書館電子図書館システム使用	使用料							○														図書館
集計			0	0	0	0	1	8	23	4	3	6	0	5	8	9	4	2	1	0	0	0	合計:74

○:修正済みのリスク ●:未修正のリスク

内部統制(契約事務) リスク評価シート【総務課契約用】

No.	案件名	予算科目	R1	R2	R3	R4	R5	R6														所管課
1	ごみ・資源物収集業務	委託料	●	●																		環境課
2	「プラスチック製容器包装」及び「ペットボトル」選別等業務委託(単価契約)	委託料	●	●																		環境課
3	びん・かんのかご設置及び回収並びにびん・かん収集運搬業務	委託料	●	●																		環境課
4	清瀬市一般廃棄物指定収集袋制作業務委託(単価契約)	委託料	●	●																		環境課
5	粗大ごみ受付オペレーション業務	委託料	●	●																		環境課
集計			5	5	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合計:10

●:未修正のリスク

内部統制の結果におけるリスクについて

令和5年度は、契約事務を対象として内部統制を全庁的に展開しました。

調査結果として、契約事務におけるリスクが発生しており、特に今後の事務において回避すべきリスク及び対応策を以下のとおり列挙しましたので、適正な契約事務の執行に精励を願います。

記

1. 契約伺(様式第12号)の記載に不備がある

- (1) リスク 支払条件及び履行場所等が契約書と異なる記載になっている。また、予定価格欄の見積書比較価格が税抜金額になっていない等。
- (2) 対応策 契約目途額以内の契約金額となっているか、契約金額及び消費税額と見積書、支払い条件と仕様書、施行日と契約日が一致しているか、該当する請書又は契約書に沿った記載となっているか等を確認

2. 仕様書に必要事項の記載がない(案件に適した仕様書でない。)

- (1) リスク 業務発注の都度、仕様書が作成されない。また、業者と口頭等でやり取りを行い、仕様を示す仕様書が作成されていない等。
- (2) 対応策 仕様書は、相手側へ求める契約内容や契約条件を記載した書類である。業務の開始から完了まで必要な事項は漏れなく、詳細に記載

3. 執行伺の内容に不備がある

- (1) リスク 納入場所及び消費税額が誤っている。
- (2) 対応策 業務区分を予算科目、業務内容(契約書の約款)と一致させる。契約方法、契約依頼先が正しいかなど記載事項を十分に確認。執行伺の決裁後、見積依頼、契約伺と段階的に事務処理が発生することを考慮し、契約開始日から余裕を持った起票

4. 見積合わせ先の業者が前例踏襲となっている

- (1) リスク 見積合わせが毎回同じ業者。また、小規模事業者登録の業者から見積りを徴取していない。
- (2) 対応策 契約業務は公平かつ公正な視点から業務を行う必要がある。選定業者は前例踏襲とはせず、その都度、実績等を調査し、選定する。また、清瀬市は小規模事業者登録制度を設けているため、小規模事業者登録業者から優先的に見積りを依頼

5. 予定価格設定時に内訳書を徴取していない(適正な予定価格設定でない)

- (1) リスク 月額及び年額のみ示されていて内訳書がない。
- (2) 対応策 予定価格が適正で、仕様通りの成果が確保できるか検証するため、予定価格積算の参考見積依頼業者に内訳書を必ず求める。また、1者のみの参考見積書では適正の確認が難しいため、予定価格設定の参考見積書は複数者から徴取